○叙勲

旭日双光章を授けられる（各通）　橘高　幸男　渡邊　直由

旭日単光章を授けられる（以上七月二十三日）　荒川　四郎

旭日双光章を授けられる　入部香代子

旭日単光章を授けられる（以上七月二十四日）　櫻井　靭男

旭日重光章を授けられる（七月二十一日）　（参議院議員）　中村　博彦

瑞宝中綬章を授けられる　（金沢大学名誉教授）　井田　良雄

瑞宝小綬章を授けられる（各通）　奥川　金次　塩入　千尋

瑞宝双光章を授けられる（各通）　石黒　政春　石田　幸雄　小田　宗誠　一幸

谷草　刈　弘　鈴木　守　戸内　中田　文雄

藤原　則朗　船津　春範　宮本　征雄

持木　勇　山口　光　田加元　藤　幸男　佐々木勝美　松元嘉十郎

瑞宝単光章を授けられる（各通）　（福島県警部補）　松本　健彌　長柄　喜一郎　進

瑞宝単光章を授けられる（以上七月二十三日）　相良　匡俊

瑞宝中綬章を授けられる　秦　克己

瑞宝小綬章を授けられる（七月二十一日）　落合　昭

（鳥羽商船高等専門学校名誉教授）　山田　英文

瑞宝小綬章を授けられる（各通）　岩崎　光彦　坂本　良夫　高田　仲治

中島　康英　廣瀬　尚二　村澤　博光

瑞宝双光章を授けられる（各通）　渡辺　安次

瑞宝単光章を授けられる（各通）　印南　徹也　苅宿　涼一　土井　清博

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上七月二十四日）　関　榮太郎　藤井健治郎

（法務事務官）　藤原　勉

瑞宝双光章を授けられる（各通）　齋藤　一郎

瑞宝単光章を授けられる（以上七月二十五日）　伊井　明夫

瑞宝単光章を授けられる（七月二十六日）　江副　覚　安田　久次

瑞宝小綬章を授けられる（各通）　河田　重義　妹尾　二郎　八木澤範雄

瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上七月二十七日）　川上　護

瑞宝双光章を授けられる（七月二十八日）　関根　孝祐

瑞宝単光章を授けられる（七月二十日）

瑞宝小綬章を授けられる（七月二十一日）

公　告

諸　事　項

特別支給手続開始決定公告

平成25年8月29日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第２号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成25年８月29日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成17年４月頃から同23年３月10日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
田中精城が、兵庫県知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ業として多数人に金銭の貸し付けを行い、その貸し付けに当たり、法定の利率（１日当たり0.08パーセント（利息受領日が平成19年１月20日以降については１日当たり0.3パーセント））を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、４の⑵を参照のこと）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している、田中精城が顧客から利息等を受領した金融機関口座
播州信用金庫網干支店明石千佳子名義の普通預金口座（口座番号：7902341）
⑵　主な犯行態様
大石という偽名で、携帯電話090―9215―2993等を使用して、架空の第三者がいるかのように装い、契約、貸付、取り立てをしていたもの。
顧客とは、電話により、顧客と落ち合う日時、場所を決め、実際に顧客の下に出向いて金銭を貸し付け、顧客に現金を手交した（利息は天引き）。
そして、返済期日（大体１月に１回）には、顧客に指定口座に元利金を振込入金させたり、顧客の下に出向いて、元利金等を受領していたもの。
5　残余給付資金の額
金243万9,340円
6　特別支給申請期間
平成25年８月29日から同年10月８日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　神戸地方裁判所姫路支部
⑵　裁判年月日　平成23年６月23日
⑶　確定年月日　同年７月８日
⑷　被告人の氏名又は名称　田中　精城
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、兵庫県知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ業として多数人に対し金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成17年４月27日頃から同23年１月31日頃までの間、379回にわたり、多数人に貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計537万1,580円を、被告人が管理する兵庫県内の播州信用金庫網干支店明石千佳子名義の普通預金口座に振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　078―367―6100（内線303）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第８５２８号
石川県かほく市宇野気ニ81番地
申立人　かほく市
本籍石川県かほく市大崎潮見台51番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県かほく市、死亡年月日平成20年12月19日、出生の場所新潟県燕市、出生年月日昭和30年７月24日、職業不詳
被相続人　亡　酒井　多門
事務所石川県金沢市大手町15番14号　アーバンハイム大手町４階　弁護士法人まこと共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅野　雅幸
金沢家庭裁判所

平成２５年（家）第８５６０号
石川県金沢市鈴見町ニ６番地１
申立人　鈴木　正清
本籍石川県河北郡淺川村字鈴見ニの６番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県河北郡淺川村、死亡年月日昭和10年11月１日、出生の場所石川県河北郡淺川村、出生年月日明治40年10月１日、職業不詳
被相続人　亡　鈴木　初枝
石川県金沢市もりの里２丁目160番地、事務所石川県金沢市もりの里２丁目224番地
相続財産管理人　加藤　雅史
金沢家庭裁判所